

令和7年1月から税務署の收受日付印が廃止されます！
(令和7年2月から提出する令和6年分確定申告～)
申告書・届出書を紙提出する場合は、注意が必要です。

税務署へ申告書や届出書を郵送で提出する際に、申告書等の控えとともに返信用封筒を同封しておくことで收受日が明記された印を押した書類が後日返送されます。また、窓口提出の場合も控えを持参することで收受日付印を押してもらうことができます。

2020年以降に各行政機関で進められているDX化・効率化の流れのなかで、国税に関する電子化やペーパーレス化の一環として、令和7年1月から、收受日付印の押なつを行わないことが国税庁から発表されました。



【e-Tax の場合】

e-Tax を用いての電子申告の場合、送信された申告データの受信通知が自身(自社)のメッセージボックスに格納されます。

受信通知では、申告書等を提出した者の氏名または名称、受付番号、受付日時等を確認することができるため、その通知書が申告された証明になります。

【紙提出の場合】

申告書等を紙提出した事実やその提出年月日を確認するには、以下に挙げる4つの方法があります。

1. 申告書等情報取得サービス(オンライン請求・所得税のみ)

所得税の確定申告書、青色申告決算書及び収支内訳書を紙提出している場合、パソコンやスマートフォンから e-Tax を利用して PDF ファイルを取得することができます。

手数料はかかりませんがマイナンバーカードが必要となります。また直近 3 年分が対象となるため、それよりも過去の分については閲覧することができません。

なお、PDF ファイルの取得には数日かかります。

2. 保有個人情報の開示請求(個人のみ)

個人の申告書等に限り、税務署が保有する個人情報に対して開示請求を行うことができます。**手数料は 300 円(オンライン申請の場合は 200 円)**で、別途「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」の提出が必要となります。

オンライン申請の場合は「e-Tax を利用した開示請求等のオンライン申請について」をご参考ください。

なお、この手続きは開示／不開示の決定に時間がかかりますのでご注意ください。

3. 税務署での申告書等の閲覧サービス(法人・個人)

所轄税務署に「申告書等閲覧申請書」を提出することで、申告済みの申告書等を閲覧することができます。

手数料はかかりませんが、あくまで閲覧サービスのため、写しを受け取ることはできず、原則として書き写しとなります。

ただし、申請書の「写真撮影の希望」欄にチェックをつけることで写真撮影が可能となります。

4. 「納税証明書」の交付請求

納税証明書の交付請求を行うことにより、確定申告書等を提出した場合の納税額、所得金額又は未納の税額がないことの証明書を取得することができます。

また上記のほか、税務署の窓口またはオンライン申請にて納税証明書の交付請求をおこなえば、確定申告書等を提出した場合の納税額、所得金額または未納の税額がないことの証明書を取得することができます。

手数料は 400 円(オンライン申請の場合は 370 円)です。

【令和 7 年 1 月以降に紙申告をした場合、收受日付印代わりになるものは？】

令和 7 年 1 月以後の対応として、当分の間の対応として、窓口で交付する「リーフレット」(今般の見直しの内容と申告書等の提出事実等の確認方法をご案内するもの)に申告書等を収受した「日付」や「税務署名」を記載したものを、希望者にお渡しいたします。

郵送等により申告書等を提出する際に、「返信用封筒」と「申告書等の控え」を同封された方に対しても、窓口での収受の場合と同様、当分の間の対応として、日付・税務署名を記載したリーフレットを同封して返送いたします。

仮に、申告書等を提出したにもかかわらず、税務署等から、「申告書等が提出されていないのではないか」といった問合せがあった場合などには、納付状況や他の証拠書類を確認しつつ、税理士及び納税者の方からの聴き取りなどを行った上で、そのリーフレットと申告書等の控えなどを確認させていただくことで、原則として、その日に税務署に来署し、申告書等を提出されたものとして取り扱います。

